

無人化貸金庫規定 新旧対照表

旧	新
第1条（格納品の範囲） （1）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。 ①変更なし ②預金通帳・証書、契約証書、その他の重要書類 ③・④変更なし （2）変更なし <u>（3）新設</u>	第1条（格納品の範囲） （1）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。 ①変更なし ②預金通帳・証書、契約証書、<u>権利書</u>その他の重要書類 ③・④変更なし （2）変更なし <u>（3）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> <u>②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u> <u>第2条（利用目的の確認）</u> <u>（1）貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>（2）貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u> 第<u>3</u>条（契約期間等） 第<u>4</u>条（使用料） 第<u>5</u>条（<u>鍵およびカード</u>の保管） （1）変更なし <u>（2）貸金庫の開閉等に使用する貸金庫カードは借主が保管してください。</u>
第<u>2</u>条（契約期間等） 第<u>3</u>条（使用料） 第<u>4</u>条（鍵の保管） （1）変更なし <u>（2）新設</u>	

無人化貸金庫規定 新旧対照表

旧	新
第<u>5</u>条（貸金庫の開閉等） 第<u>6</u>条（届出事項の変更等） （1）印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。正鍵・貸金庫カードを失ったときもしくは毀損したときも同様とします。 （2）変更なし 第<u>7</u>条（印章、鍵、貸金庫カードの喪失時等の取扱い） （1）変更なし （2）正鍵を失った場合または毀損した場合は、<u>錠前等の取替えに要する費用</u>を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。 第<u>8</u>条（暗証番号照合、印鑑照合等） 第<u>9</u>条（損害の負担等） 第<u>10</u>条（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第 <u>11</u> 条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に<u>利用</u>することができ、第 <u>11</u> 条第3項第1号、第2号AからGまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。 第 <u>11</u> 条（解約等） （1）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約	第<u>6</u>条（貸金庫の開閉等） 第<u>7</u>条（届出事項の変更等） （1）印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、<u>暗証番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。正鍵・貸金庫カードを失ったときもしくは毀損したときも同様とします。 （2）変更なし 第<u>8</u>条（印章、鍵、貸金庫カードの喪失時等の取扱い） （1）変更なし （2）正鍵<u>または貸金庫カード</u>を失った場合または毀損した場合は、<u>当金庫所定の手数料</u>を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。 第<u>9</u>条（暗証番号照合、印鑑照合等） 第 <u>10</u> 条（損害の負担等） 第 <u>11</u> 条（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第 <u>12</u> 条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に<u>使用</u>することができ、第 <u>12</u> 条第3項第1号、第2号AからGまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。 第 <u>12</u> 条（解約等） （1）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵<u>および貸金庫カード</u>または届出の印章

無人化貸金庫規定 新旧対照表

旧	新
するときは、このほか第<u>7</u>条に準じて取り扱います。 (2) 次の各号に一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することが出来るものとします。この場合当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第<u>2</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①～⑤変更なし <u>⑥～⑨新設</u> (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫<u>取引</u>を停止し、または借主に通知することによりこの貸金庫契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。 ①変更なし ②借主が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 ③借主が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第<u>3</u>条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第<u>3</u>条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。	を失った場合に解約するときは、このほか第<u>8</u>条に準じて取り扱います。 (2) 次の各号に一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することが出来るものとします。この場合当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第<u>3</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①～⑤変更なし <u>⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> <u>⑦本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> <u>⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> <u>⑨マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき</u> (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の<u>利用</u>を停止し、または借主に通知することによりこの貸金庫契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。 ①変更なし ②借主<u>または代理人</u>が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 ③借主<u>または代理人</u>が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 (4) <u>前2項または</u>前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第<u>4</u>条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第<u>4</u>条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

無人化貸金庫規定 新旧対照表

旧	新
(5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄できるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 (6) 変更なし 第12条(貸金庫の修繕、移転等) 第13条(緊急措置) 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処理をすることができるものとします。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。 第14条(譲渡、転貸等の禁止) <u>第16条 新設</u> <u>第17条 新設</u> <u>2024年2月1日現在</u>	(5) 第1項、<u>第2項または</u>第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄できるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 (6) 変更なし 第13条(貸金庫の修繕、移転等) 第14条(緊急措置) 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。 第15条(譲渡、転貸等の禁止) <u>第16条(保証人)</u> <u>保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。</u> <u>第17条(規定の変更)</u> <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>2026年4月1日現在</u>